

住工共生まちづくり事業に関する概要と経過について

1. 事業の背景と目的

本市は、多種多様な製造業が集積するモノづくりのまちであり、モノづくり企業への市民の就業率が高く、モノづくり企業の集積は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤である。

一方で、約49万人の市民が居住する住宅都市としての側面を持っており、交通の利便性が高いことなどを背景に住宅用地としての需要もある。近年、工場等の市外移転や廃業などで跡地が住宅用地として開発されるケースが見られ、既存工場と新規住民との間で騒音等のトラブルを招き、工場の操業環境に著しい影響を与えるなど既存工場の他市への流出を助長しかねない状況にある。そのため、本市では平成25年に住工共生のまちづくり条例を制定し、市民の良好な住環境の確保及びモノづくり企業の操業環境を保全・創出するための施策に取り組んでいる。

2. 事業の概要

I 都市計画に基づく用途地域の指定など

本市の工業地域全域と準工業地域の大部分をモノづくり推進地域に指定。また、川田4丁目・水走5丁目を特別用途地区に指定、高井田中1丁目を地区計画に指定することにより、モノづくり企業の操業環境を保全、集積に取り組んでいる。

※モノづくり推進地域とは、モノづくり推進地域工場の集積を維持する地域として住工共生のまちづくり条例に基づき指定している地域。(市内工業地域全域と準工業地域91%を指定)

※特別用途地区とは、当該地区の特性にふさわしい土地利用の実現等を目的として、用途地域の指定を補完して定めたもの。

※高井田中1丁目の地区計画とは、住工共生エリアと工場集積エリアに分けて、工場の集積の維持及び促進を図ることで、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を目的としている。

II 住工共生まちづくり事業に関連する補助金制度

- ① 相隣環境対策支援補助金
- ② 工場移転支援補助金
- ③ モノづくり立地促進補助金
- ④ 事業用地継承支援対策補助金
- ⑤ 住工共生まちづくり活動支援補助金

※各補助金の制度説明や交付実績等は、別紙「住工共生のまちづくりの取組について」を参照。

3. 事業の経過

- 平成25年4月 東大阪市住工共生のまちづくり条例施行
- 平成25年4月 工業地域全域をモノづくり推進地域に指定
- 平成26年4月 準工業地域のうち91%をモノづくり推進地域に指定
- 平成29年4月 川田4丁目・水走5丁目を特別用途地区に指定
高井田中1丁目を地区計画に指定
- 令和2・3年度 水走3・4丁目を特別用途地区指定に向けて検討